

## 議員提出議案第2号

### 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年5月26日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	高橋延幸
賛成者	同	原田洋
	同	室伏友三
	同	村瀬公大
	同	長谷川俊子
	同	室伏重孝
	同	内藤陽子

(提案理由)

6月に支給する町職員の期末手当等の支給率を引き下げること踏まえ、町議会議員の期末手当の支給率を引き下げるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 36 年湯河原町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（期末手当の特例）

6 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の適用については、同項中「100 分の 225」とあるのは、「100 分の 205」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。